

日本経済大学キャリアサポート規則

- 第 1 条** 本学は職業安定法第 27 条、第 33 条の 2 によって本学卒業予定の学生に対し職業（就職）の紹介を行う。
- 2 前項の紹介業務および進学に関する情報の提供等はキャリアサポートセンターがこれを行う。
- 第 2 条** 学生はキャリアサポートセンターの定める時期に進路登録を行い、就職希望の有無および就職または自営業、進学等、卒業後の進路希望について明確にしなければならない。
- 2 就職・進学を希望する者で進路登録をしない場合は、就職の紹介および就職活動に必要な成績証明書および卒業見込証明書、その他の書類の発行を行わない。
- 第 3 条** 学生は就職活動に際しては、キャリアサポートセンターの指示に従い、常に最善の努力を払い、信義を重んじ、誠実に行動しなければならない。
- 第 4 条** キャリアサポートセンターにある求人票に基づき学生がその求人に応募しようとするときは、応募締切日までにキャリアサポートセンターの職員にその旨申し出るものとする。
- 第 5 条** キャリアサポートセンターへ就職申し込みを行った者は、次の場合には直ちにキャリアサポートセンターに届け出なければならない。
- (1) 就職の申し込みを取り消すとき
 - (2) 求人先に出頭すべき日に差し支えが生じたとき。但し、この場合には求人先に対して必ず本人からも連絡しなければならない。
 - (3) 求人先から試験日・試験場、一次試験・二次試験の可否、採用・不採用の通知を受けたとき
 - (4) 縁故就職または公募試験による就職試験の申し込みを行ったとき
- 第 6 条** 採用内定または決定通知を二つ以上受けた場合は、早めに一つを選択し、その他については速やかに辞退通知を実施しなければならない。
- 第 7 条** 採用決定（内定を含む）の通知を受けた者が、その求人先に応諾することが困難な事態になったときは直ちにキャリアサポートセンターに申し出て、その指示に従わなければならない。
- 第 8 条** 自営業、進学などにより就職を希望しない者は、あらかじめキャリアサポートセンターにこれを届け出なければならない。

第 9 条 就職希望者で本規程並びに就職に関する注意事項に違反し、または就職に関し好ましからぬ行動があった者は就職への紹介業務は原則として中止するものとする。

第 10 条 就職が決定（内定）した学生は、直ちにキャリアサポートセンターに届けるものとする。

第 11 条 就職の採用内定取消し、入社時期繰り下げ（自宅待機、入社日の延期など）、内定辞退強要等の通知を受けた場合は、直ちにキャリアサポートセンターに届けるものとする。

第 12 条 進路に関わる真にやむを得ない事情による公欠扱いの申請は、学生の事前申し出により、その都度キャリアサポート委員会で審議の上、可否を決定する。

附 則 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。